

入札説明書

本説明書は、令和8年10月1日からの独立行政法人国立病院機構広島西医療センターにおける入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための軽食喫茶の各設置・運営者（以下「運営者」という。）の公募に関して定めるものである。

1. 事業名

独立行政法人国立病院機構広島西医療センターにおける軽食喫茶の設置・運営事業

2. 運営者の決定方法

運営者は、次に定める交渉権者の中から交渉が成立した者とする。

- (1) 契約事務取扱細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格を上回り、有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。
- (2) 交渉権者が複数の場合は、企画書及び見積書に基づき、当院の売店等設置運営検討委員会（以下「委員会」という。）が決定した得点の高い順に交渉順位を付し、最も高い得点の者を第一交渉権者とする。ただし、第一交渉権者との交渉が不調に終わった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (3) 委員会の構成員は、院長が別途定める。

3. 企画書及び見積書作成に係る基本的事項

- (1) 企画書及び見積書は、別添仕様書を参考に、当院の提案内容を十分踏まえて作成することとし、患者等の意向を満たす運営とすること。なお、見積書は貸付場所の賃貸料を明記のうえ併せて記載すること。
- (2) 当院の職員等の勤務形態などに配慮すること。
- (3) 貸付場所の賃貸料は、院長が近傍地価、近傍類似の賃貸料、経済情勢等を総合的に勘案し決定する。
- (4) 開設のための設備整備（当院が運営者と協議のうえ措置するものを除く。）及び運営に係る費用は、全て運営者の負担となること。
また、運営者の責による貸付場所の破損に係る修繕及び賃貸借契約の終了に伴う貸付物件の原状回復についても運営者の負担で適切に実施すること。
- (5) 貸付場所の賃貸借契約期間は、令和8年10月1日～令和16年9月30日（8年間）であり、貸付（運営）期間満了の日の6ヶ月前までに書面をもって引き続き運営する意思表示がなされた場合であっても、病院長がこれを認めない場合は、当初契約期間のみの運営となること。（契約更新のない定期建物賃貸借契約を締結）

4. 応募申込書、企画書及び見積書の提出先

〒739-0696 広島県大竹市玖波4丁目1番1号
独立行政法人国立病院機構広島西医療センター
事務部 企画課 企画課長
電話0827-57-7151（内線2727）

5. 応募申込書別紙1、企画書及び見積書の提出期限（企画書は8部提出のこと。）
令和8年7月21日（火）12時00分（必着） 持参又は郵送

6. プレゼンテーション

令和8年7月23日（木）16時00分～

7. 見積書の開封日時及び場所

日時：令和8年7月29日（水）10時00分

場所：外来診療棟4階会議室

8. 選考結果の通知

令和8年8月5日（水）までに文書で通知する。

9. 企画書及び見積書の作成要領

(1) 企画書は、別添「別紙2」の構成により作成すること。

(2) 添付資料（原則としてA4版で作成し8部用意すること。）

①運営組織及び人員配置、勤務シフト

②店内等の配置図

③予定設備等のリスト

④収支計算書

※ 見積書に記載する賃貸料が判明しないよう工夫すること。

⑤その他参考資料

(3) 見積書は自社のものを用いること。

※ 見積書は、記載例により、賃料（月額）を記載すること。

10. 企画書及び見積書提出後の引換等の禁止

見積者は、その提出した見積書の引換、変更又は取り消しをすることができない。

11. 見積書の無効

下記の事項に該当するものは無効とする。

(1) 競争参加資格がない者が提出したもの。

(2) 所定の様式によらず捺印がないもの。

(3) 案件名等に重大な誤りがあるもの。

(4) 見積書記載金額の不明確なもの。

(5) 見積書記載金額を訂正したもの。

(6) 競争参加資格（代理人を含む）の氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名）が判然としないもの。

(7) 誤字・脱漏・汚染・塗抹等により不明瞭なもの。

(8) 「5.」の期限内に提出しないもの。

(9) 明らかに談合によると認められるもの。

(10) 談合情報等に関する事情聴取を求めた際、それに応じない者が提出したもの。

(11) 談合等の事実がないことを確認する書面の提出を求めた際、それに応じない者が提出したもの。

12. 代理人による競争、契約

(1) 代理人が競争する場合には、見積書に参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び該当代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、「別紙3」委任状を提出しなければならない。

(2) 参加者又はその代理人は、本件事業に係る競争について、他の参加者の代理人を兼ねる

ことはできない。

13. 提出書類

本入札に際し提出する書類は、応募申込書のほか次のとおりとする。

- (1) 企画書別紙2 (8部提出すること)
※示された項目を満たしていれば様式は問わない。
- (2) 見積書
- (3) 委任状別紙3
- (4) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し(ある場合提出。持っていなくてもよい)
- (5) 誓約書別紙4
- (6) コンプライアンス推進のお知らせ別紙5
- (7) 承諾書別紙6※ 契約の相手方のみ

14. 特記事項

- (1) 企画書及び見積書の提出者は、当病院事務部企画課担当者(以下「担当者」という。)が要請した場合は、追加資料の提出又はヒアリング等に応じること。
- (2) 運営内容について、企画書の内容からさらに詳細を定める必要があるときは、当病院と運営者が協議の上、別に定めるものとする。
- (3) 詳細は仕様書によるものとし、他に定めのない事項は、担当者が別途指示する。
- (4) 当公募への応募に際し知り得た当病院の情報等は他に漏らさないこと。
- (5) 企画書並びに見積書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

**独立行政法人国立病院機構広島西医療センター
におけるテナント（軽食喫茶）の設置・運営事業の仕様書**

● **病院概要**

施設名：国立病院機構広島西医療センター

所在地：広島県大竹市玖波4丁目1番1号

病院の規模：一般病床440床 27診療科

患者数：入院患者：392人/日、外来患者：353人/日（令和6年度実績）

職員数：約670人（令和7年12月現在）

外来診療日：原則として月曜日から金曜日。ただし、祝日に関する法律に定める

祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休診

【契約期間】

令和8年10月1日 ～ 令和16年9月30日（8年間）

（現在の運営者が10月中に撤退することに伴い、事業者の円滑な入替えを図るため、受託者は10月中から引継ぎ、店舗準備等を開始し、11月1日の営業開始を目標とすること。なお、営業開始日や開業準備期間中の営業等については決定した運営者と当院担当者とで打ち合わせのうえ決定する）

【設備保守等】

下記事項については、必須条件とする。

- ・ 企画書の内容に基づき建物に造作を行う場合は、原状回復に関する事項を定めた書類を契約締結後、別途作成する。
- ・ 防火・防災体制を確保するため、設備の増設等に関しては病院側の指示に従い、無理な設備の設置は行わないこと。また、病院が計画する防火・防災体制への協力を図ること。（具体的な内容については運営者と当院担当者とで調整）
- ・ 各テナントに合わせた引き込み等に関しては、図面を参考のうえ、運営者側で整備すること。（事前に運営者と当院担当者とで打ち合わせのうえ、当院の了解を得る必要あり）

【契約期間中における契約解除】

- ・ 以下に該当する場合で、かつ、当院から契約解除の通知をした場合は、3ヶ月が経過した時点で契約は終了するものとする。この場合、運営者は一切の補償・弁償、義務の免除を請求することができない。

① 企画書の提案内容が自社のみによる企画ではなく、他の者との提携による企画であり、運営開始後に提携解消等により企画書に記載した内容が履行できなくなった場合

具体例1 フランチャイズ契約による他者のサービス内容を企画書に記載していたが、運営開始後フランチャイズ契約を解消した場合

具体例2 特定社の商品の提供を企画書に記載していたが、運営開始後に商品の大半が当

該社の商品ではなくなった場合

② 運営者が正常な運営を継続することが困難と当院が判断した場合

具体例3 事件、事故、不正行為、その他不誠実な行為により、利用者から運営店舗の利用忌避が見受けられる場合

【必須条件】

下記の事項については、必須条件とする。

- ・ 建物造作等により運営に遅延が生じる場合は、仮店舗等により利用者へのサービス低下が発生しないように努力し、契約開始日より一ヶ月以内には本稼働すること。
- ・ テナントの運営において発生する廃棄物等の取扱いについては、適切に衛生管理を行い、運営者の責任で処理すること。
- ・ 光熱水料については運営者側の負担とし、毎月の請求額は、当院がメーター等により使用量を測定し算出した金額を通知するので適正に納めること。
- ・ 常駐スタッフの駐車場は運営者が準備すること。物品搬入に関しては、指定車両専用駐車場ゲートから行うこととする。(午前中はゲート開放のため無料、午後は有料)
- ・ 売上データ、客数等の報告を求める場合があるので対応可能であること。(次回契約時には参考資料として公表する。また、通常価格より有利な価格で販売したものの販売数などを把握し、患者及び職員への還元額を求めることもある。)
- ・ 業務責任者を最低1名配置し、日常業務の上で、当院との対応責任者とする。
- ・ 定めのない事項については、提供内容に基づく協議を行い、可能な限り当院の意向を尊重した決定を検討するものとする。

【貸付予定面積】 57.53㎡ (別紙図面参照)

【営業時間】 平日11:00~15:00 (土日祝日、年末年始の休日等の営業を除く。)

※運営者の提案によるが、上記以上の営業時間を提案すること。

【販売手数料】 病院への販売手数料については無料とする。

【取扱商品及び付加価値サービス等】

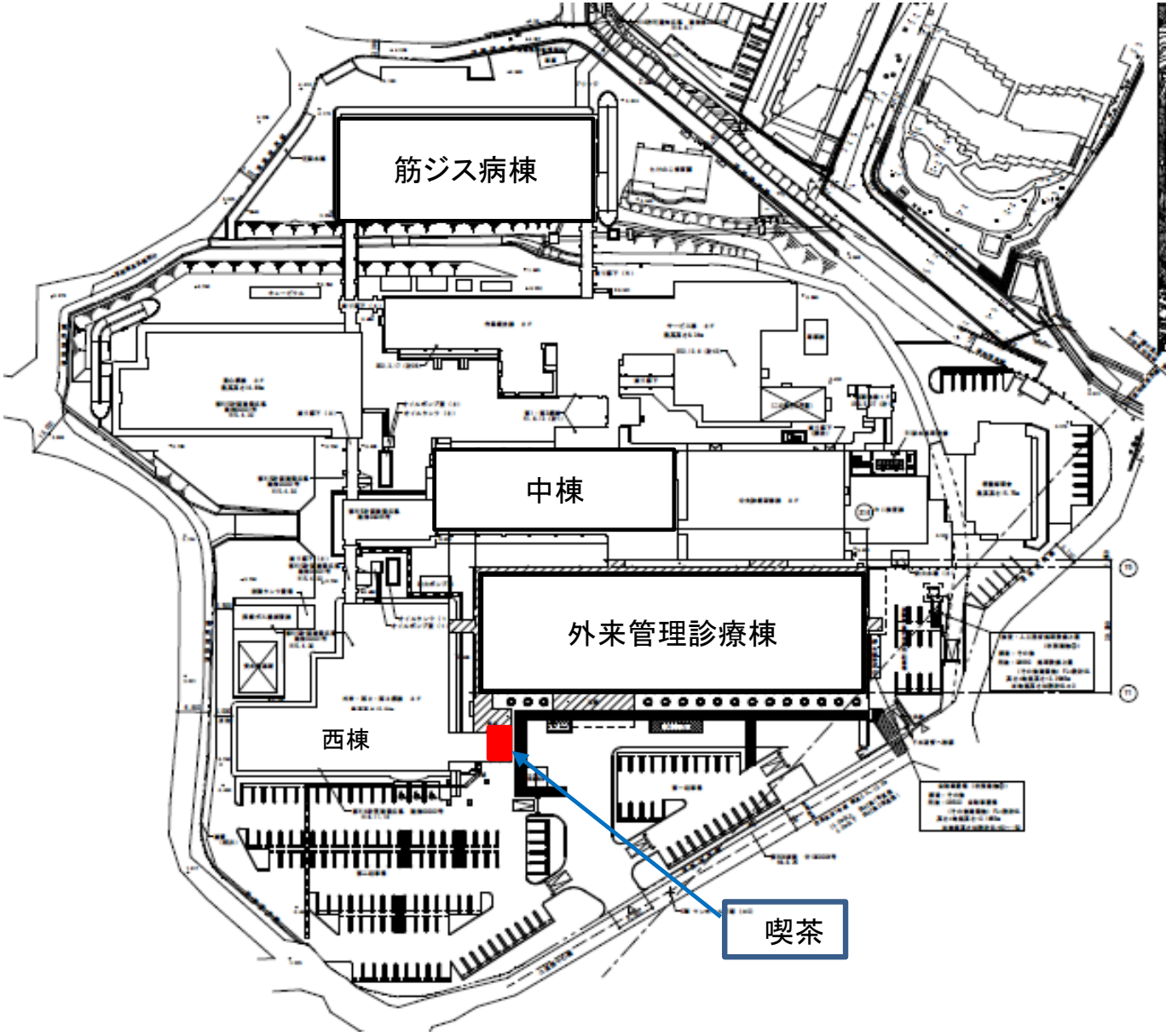
- ・ 酒類の販売は禁止とする。
- ・ 利用者が利用しやすいメニューを企画提案すること。
- ・ 当院への掛売り(2ヶ月後末日払い)が可能であること。(職員個人の掛売りは除く)
- ・ キャッシュレス決済のほか、多様な決済が可能なこと。
- ・ テイクアウトが可能なこと。
- ・ 人間ドック用食事券及び病院見学者用食事券の利用が可能であること。(1ヶ月分を取りまとめて病院に請求)
- ・ 店内で使用する机・椅子については運営者側で用意し、病院の内観を損なわない物品とすること。中古品を使用する場合はプレゼンテーションで説明すること。

- ・ 厨房機器については病院側が用意し、運営者側の責任によらない修理費についても病院が負担する。
- ・ 始業終業時の水道水残留塩素濃度検査を行うこと。
- ・ 院内感染防止の観点から、従業員の健康診断を義務づけること。
- ・ 食中毒防止の観点から、設備の衛生管理、食品の衛生的な取扱いに従事すること。

《添付資料》 資料1 病院全体図
資料2 喫茶配置図
資料3 令和6年度 売上実績及び電気・水道使用量

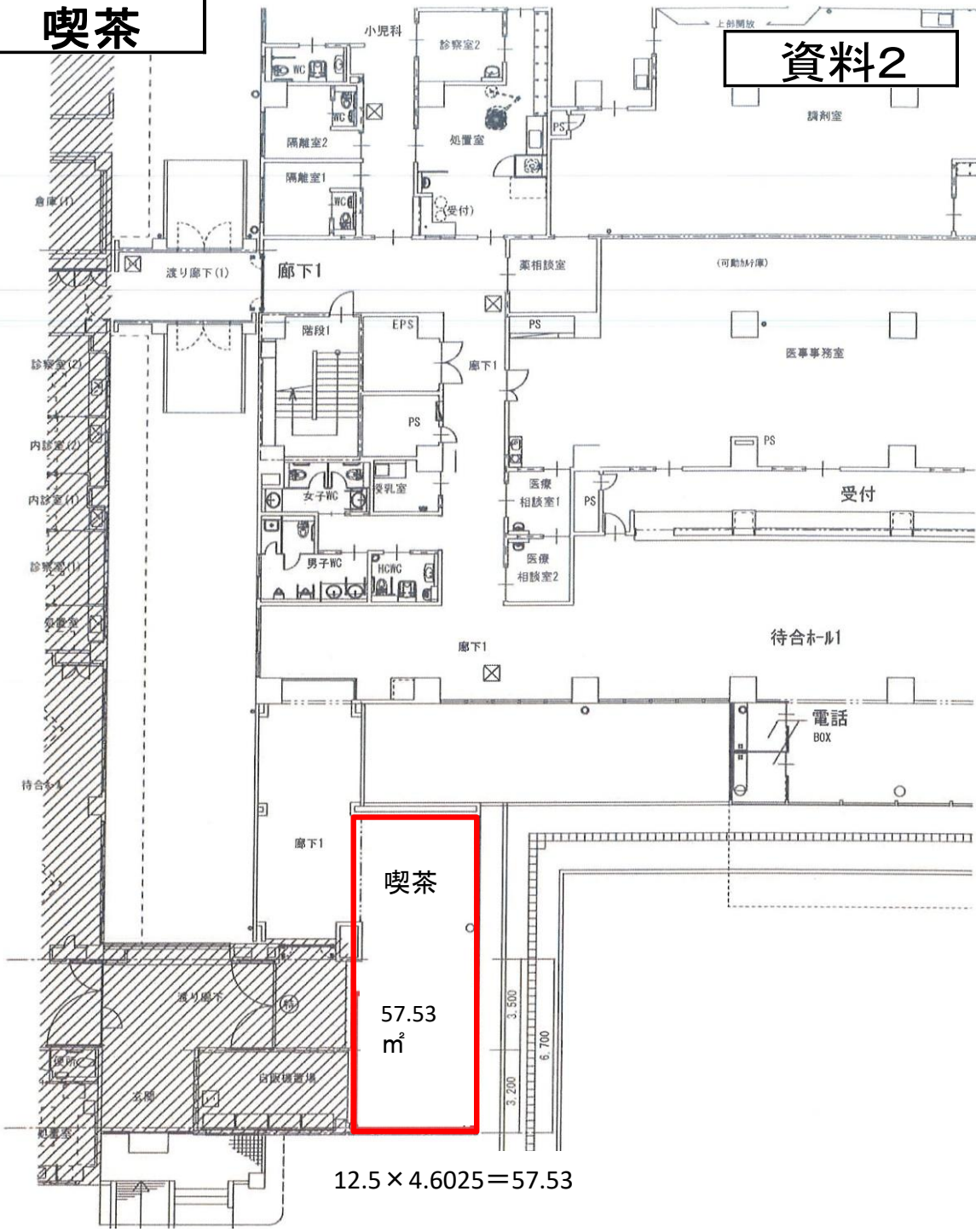
【病院全体図】

資料1



喫茶

資料2



喫茶

57.53
m²

$12.5 \times 4.6025 = 57.53$

(参考) 令和6年度 売上実績及び電気・水道使用量

事業形態	年間売上	電気使用量	水道使用量
喫茶	622万円	16,328kwh	99m ³